

「ケーブルいらず」利用規約

第1章 総則

第1.1条（本規約の目的）

本規約は、PicoCELA 株式会社（以下「当社」といいます。）の本件サービス（次条で定義します。）の提供又は利用に関する条件を定めることを目的とします。

第1.2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

本件利用契約	本規約に基づき当社と契約者との間に締結される本件サービスの提供に関する「ケーブルいらず」利用契約
申込者	当社に本件サービスの提供を申込み法人、機関等
契約者	当社との間で「ケーブルいらず」利用契約を締結し、本件サービスの提供を受ける法人、機関等
利用者	契約者の定めにより、第2.2条に従い、本件サービスを利用する者
AP 本体	本件利用契約に基づき当社が契約者に対して提供する無線通信機
AP レンタル	AP 本体を貸与するサービス
本件クラウド管理システム	当社が提供する AP のクラウド管理システム
本件保守サービス	AP 及び本件クラウド管理システムに係る保守サービス
本件サービス	AP レンタル、本件クラウド管理システムを利用できる環境の提供及び本件保守サービスの総称
Login ID	当社が発行し、契約者又は契約者が指定する利用者を識別するために用いられる符号

第1.3条（本規約の適用）

1. 本規約は、当社と契約者との間の本件サービスに関する一切の関係について適用されるものとします。
2. 当社は、本規約に定める条件及び内容に基づき本件サービスの提供を行い、契約者は本規約及び当社が別途定める条件にて本件サービスを利用するものとします。
3. 本件サービスについて当社と契約者との間で本件サービスの提供又は利用に関する個別規約が存在する場合、当該個別規約は本規約と一体となって一つの規約を構成するものとします。なお、その場合において、本規約と個別規約の内容が矛盾、抵触又は異なる場合には、個別規約の内容が優先するものとします。
4. 前項に定めるほか、本規約と、当社と契約者との間のその他の合意等の内容が矛盾、抵触又

は異なる場合には、別途当社が明示的に定める場合を除き、本規約が優先するものとします。

第 1.4 条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約の各条項その他の条件について、契約者の事前の承諾を得ることなく、当社所定のウェブページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、本規約を随時変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 1.5 条（委託）

当社は、本件サービスの提供に関する業務の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく、第三者に委託することができます。ただし、その場合、当社は責任をもって委託先を管理するものとします。

第 2 章 本件利用契約

第 2.1 条（本件利用契約の申込み）

1. 申込者は、本規約の内容を承諾の上、当社に対し、本件利用契約申込書を提出することにより、本件サービス利用のための申込みを行うものとします。本件利用契約は、当社が当社所定の手続によって申込みを承諾したときに成立します。
2. 当社は、前項の定めにかかわらず、次の場合には、申込者による本件利用契約の申込みを承諾しない、あるいは承諾を延期することがあります。
 - (1) 申込者が実在しない場合
 - (2) 申込者が、当社所定の利用申込書に虚偽の事項を記載した場合又は記入漏れがある場合
 - (3) 申込者が、本件サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがある場合
 - (4) 申込者による本件サービスの利用目的が、AP 本体又は本件クラウド管理システムの評価又は解析その他本来の目的と異なるものであると合理的に疑われる場合
 - (5) 申込者又はその代表者、役員において、反社会的勢力（暴力団、暴力団員等をいいます。以下同じ。）に該当するとき又はそのおそれがあるとき
 - (6) その他当社が当社の業務遂行上支障がある又は不相当と判断する相当の理由がある場合
3. 前項に従い、当社が本件利用契約の申込みを承諾しない場合又は承諾を延期する場合は、その旨を申込者に通知します。ただし、当社は、申込みを承諾しない理由又は承諾を延期する理由を通知する義務を負うものではなく、また、申込みを承諾しなかったこと又は承諾を延期したことにより申込者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。
4. 前三項の定めは、契約者により追加申込が行われる場合も同様とします。

第 2.2 条 (Login ID 及びパスワード)

1. 本件サービスの利用に必要な Login ID 及びパスワードは、当社が定める方法及び使用条件に基づいて契約者に対して付与されるものとし、契約者は自己の責任において当該 Login ID 及びパスワードを利用者へ付与するものとし、
2. 契約者は、自らの管理責任により、利用者の Login ID 及びパスワードが不正使用されないよう厳格に管理するものとし、
3. 契約者及び利用者は、いかなる場合も、Login ID 及びパスワードを第三者に開示又は貸与することはできません。
4. 当社は、契約者又は利用者の Login ID 又はパスワードについて不正使用が合理的に疑われる場合又は契約者若しくは利用者から当該不正使用の可能性について通知を受けた場合、当該 Login ID 又はパスワードの利用を停止することができるものとし、
5. 前項に基づき当社により Login ID 又はパスワードの利用が停止された場合を含め、当社は、Login ID 又はパスワードの不正使用によって契約者又は利用者を生じた責任を負いません。当社は、Login ID 及びパスワードの一致によって認証を行った後に行われた本件サービスの利用行為について、全て契約者に帰属するものとみなすことができます。

第 2.3 条 (管理責任者)

1. 契約者は、本件サービスの利用に関して管理責任者を定め、当社に書面で届け出るものとし、当社への連絡等は、原則的に当該管理責任者を通じて行うものとし、
2. 契約者は、管理責任者に変更が生じた場合には、当社に対し、速やかに通知するものとし、
3. 契約者は、管理責任者をして、本規約の遵守を管理監督させるものとし、管理責任者の意思表示、通知、その他一切の行為について、契約者としての責任を負います。

第 2.4 条 (契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知等の方法)

契約者は、第 2.1 条 (本件利用契約の申込み) 第 1 項に規定する契約申込書の記載事項中、氏名、名称、住所その他連絡先 (以下「契約者連絡先」といいます。) に変更があったときは、その旨を速やかに当社又は当社が別途定める連絡方法により届け出るものとし、契約者連絡先に変更があったにもかかわらず、届出がないときは、当社は、本規約に規定する通知について、当社が届出を受けている契約者連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

第 2.5 条 (本件サービスの変更・停止・中止・廃止)

1. 当社は、本件サービスの機能追加又は改善等を目的として、本件サービスの内容の全部又は一部の変更を行うことがあります。ただし、当該変更によって、変更前本件サービスの全てが維持されることを保証するものではありません。
2. 当社は、本件サービスの機能追加、改善又は保守その他やむを得ない理由に基づき、本件サービスの提供を停止、中止又は廃止することがあります。この場合、緊急やむを得ない場合を除き、当社は予めその旨を契約者に通知するものとし、当社が予期し得ない事由又は法令、

天災等のやむを得ない事由で予めの通知が困難である場合、当社は、本件サービスの停止、中止又は廃止後、速やかに契約者に対して通知を行うものとします。ただし、契約者と協議の上別途定める場合を除き、当社は、契約者の本件サービスの利用の停止、中止又は廃止に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第 2.6 条 (本件サービスのプラン等)

本件サービスの提供期間又は利用料金等に係るプランは、別紙 1 に定めるとおりとします。

第 3 章 AP レンタル

第 3.1 条 (AP 本体等の貸与)

1. 当社は、AP レンタルにあたり、契約者に対して、本件利用契約に定める数量の AP 本体を貸与します。
2. 当社は、契約者に対して、AP 本体 1 台につき、当社所定の付属品を貸与します。
3. 当社は、前二項に定める AP 本体又はその付属品の貸与にあたり、契約者と協議の上別途定める場合を除き、契約者に貸与する機種等をその裁量で決定できるものとします。
4. 契約者は、AP 本体を、本規約及び本件サービス所定の利用態様を超えて利用（複製、送信、転載、改変等の行為を含みます。）してはなりません。

第 3.2 条 (AP 本体等の受渡)

契約者は、契約者指定の場所に宅配便にて送付する方法その他当社所定の方法により当社から AP 本体又はその付属品を受け取るものとします。

第 3.3 条 (AP 本体設置工事)

契約者は、AP 本体の設置にあたり工事を必要とする場合、当社が別途指示する方法等に従い、自己の責任及び費用負担で工事を実施するものとします。

第 3.4 条 (AP 本体の管理責任)

1. 契約者は、当社から貸与を受けた AP 本体及びその付属品を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 契約者は、AP 本体又はその付属品について故障、毀損、盗難又は紛失が生じた場合は、速やかに当社に届け出るものとし、盗難が生じた場合には警察署へ届け出た盗難届の写しを提出するものとします。当該故障（ただし、契約者に故意又は過失が認められない場合を除きます。以下本項において同じ。）、毀損、盗難又は紛失に対し、契約者は、その修理代金又は再調達代金として、故障、毀損又は盗難については AP 本体 1 台につき 4 万円、紛失については AP 本体 1 台につき 15 万円を弁償費用として当社に支払うものとし、付属品については当社所定の金額を支払うものとします。

3. 当社は、AP 本体又はその付属品の故障、毀損、盗難又は紛失に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第 3.5 条 (AP 本体等の返却)

1. 契約者は、本件利用契約終了後、AP 本体及びその付属品を使用してはならないものとし、本件利用契約終了後直ちに、その責任により AP 本体及びその付属品を別途定める方法及び場所において当社に返却するものとします。
2. 前項に定める返却に要する宅配便等の代金は、契約者の負担とします。
3. 当社は、本件利用契約終了後、本件利用契約終了の日から 14 日後までに AP 本体又はその付属品が当社に返却されない場合、契約者に対して、下記により算定される額の延滞料を請求するものとします。

$$\text{延滞料} = \text{延滞月数} \times \text{月額利用料} \times 14.6\%$$

4. 前項の場合において、本件利用契約終了の日から 60 日後までに AP 本体又はその付属品が当社に返却されない場合、当社は、契約者に対し、AP 本体 1 台につき 15 万円及び付属品については当社所定の金額を機器の買取代金として請求するものとし、契約者はそれを予め了承するものとします。ただし、AP 本体又はその付属品の返却があった場合、当社は当該買取代金の請求を取消し、前項の延滞料を別途請求するものとします。

第 4 章 本件クラウド管理システム

第 4.1 条 (サービスの提供)

1. 当社は、本規約に定める条件に従い、契約者に対して、本件クラウド管理システムを利用できる環境を提供します。
2. 当社は、本件クラウド管理システムについて、契約者に対し、本件サービスの利用を唯一の目的とする、再許諾不可、譲渡不可及び非独占的な利用権を許諾します。
3. 当社は、契約者に対して、利用者に対して交付する目的で、1 つのライセンスに対し Login ID 最大 1 個を発行するものとします。

第 4.2 条 (利用条件)

1. 契約者は、本件クラウド管理システムを、本規約及び本件サービス所定の利用態様を超えて利用（複製、送信、転載、改変等の行為を含みます。）してはなりません。
2. 本件クラウド管理システムは、契約者自身の業務での利用を目的として提供されるものであり、当該目的以外の商業目的で使用（第三者に対し有償と無償の別にかかわらず、本件クラウド管理システムを用いてサービス等を行うことなど）するときは、その目的等を当社に連絡し、事前の承諾を得るものとします。
3. 契約者は、本件クラウド管理システムを、契約者の役員又は従業員（契約者の業務実施地域内で契約者の職務に従事するものを含みます。）に対してのみ使用させることができるものと

し、その他の第三者に対して使用させることはできません。

4. 契約者は、利用者に対し、本規約に定める条件を周知し、これに従わせるものとします。
5. 契約者による本件クラウド管理システムの利用は端末機器から指定サーバーへ接続することにより行なわれるものとし、端末機器用のアプリケーションを除き、指定サーバーから本件クラウド管理システム自体をダウンロードしたり、コピーする等の方法により本件クラウド管理システムを入手することはできません。
6. 契約者は、本件利用契約終了後、本件クラウド管理システムを利用してはならないものとします。

第 4.3 条 (情報等の保管及び消去)

1. 契約者は、本件クラウド管理システムの利用に関連して入力、提供又は伝送するデータ等について、必要な情報は自己の責任で保全するものとします。
2. 当社は、契約者が利用する情報に関して、本件クラウド管理システムを提供する設備等の故障等により滅失した場合に、その情報を復元する目的でこれを別に記録して一定期間保管しますが、復元の義務を負うものではありません。
3. 当社は、障害、誤操作等による滅失からの復旧を目的として、契約者の入力又は登録したデータを保存するための機能を提供します。ただし、全てのデータが当該機能によって保存又は復元されることを保証するものではありません。なお、当該機能によってデータの復元を行う場合は、当社が有償で対応します。
4. 契約者は、本件利用契約が終了するときには、本件クラウド管理システムを利用して指定サーバーに登録又は保存したデータを、自己の責任と費用負担において、必要に応じダウンロードして取得するものとします。なお、契約者は、本件利用契約が終了した後においては、解約前に指定サーバーに登録又は保存したデータを、参照、閲覧、操作又は取得等することができないものとします。

第 5 章 保守

第 5.1 条 (サービス内容及び範囲)

1. 当社は、本規約に定める条件に従い、本件保守サービスを提供するものとします。本件保守サービスの内容は、別紙 2 のとおりとします。
2. 本件保守サービスを利用できる者は、契約者又は利用者のみとし、これらの者から当社への連絡は、原則として第 2.3 条に定める管理責任者を通じて行うものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社は、契約者が個別に導入した本件サービスに関わらないサービス若しくはソフトウェアに関する問い合わせ、契約者が自ら AP 本体又は本件クラウド管理システムと組み合わせて使用しているソフトウェア（当社が AP 本体又は本件クラウド管理システムの一部として提供しているものを除きます。）に対する問い合わせ又は指定サーバーの内部構造に関する問い合わせ等に関してはサポートを行いません。

第6章 利用料金

第6.1条 (本件サービスの利用料金、算定方法等)

1. 本件サービスの利用料金には、当社による AP レンタル、本件クラウド管理システムの提供及び本件保守サービスの利用料金が含まれるものとし、その算定方法等は、別紙1に定めるとおりとします。
2. 前項の定めにかかわらず、別途本件利用契約で定める場合を除き、本件利用契約が成立した日を含む月については、利用料金が発生しないものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、第10.1条第2項に基づき契約期間の変更が生じた場合の利用料金は、別紙1に定める2年契約プランの料金体系によるものとします。

第6.2条 (利用料金の支払義務)

1. 契約者は、別途本件利用契約で定める場合を除き、本件利用契約が成立した日を含む月の翌月から起算して本件利用契約の終了日までの期間(以下「利用期間」といいます。)について、前条に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を本件利用契約等に基づき支払うものとします。
2. 利用期間において、本件サービスの提供の停止、中止その他の事由により本件サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払いを要します。
3. 当社は、契約者が支払った利用料金を、いかなる事由によっても、返還しないものとします。
4. 契約者が合理的な理由なく利用料金の支払義務を怠った場合、当社は、契約者による利用料金の支払いが確認されるまでの期間、本件サービスの提供を中止することができるものとします。

第6.3条 (利用料金の支払方法)

契約者は、本件サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、当月末締翌月末までに、全額、利用申込書記載の支払方法により支払うものとします。なお、支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第6.4条 (遅延利息)

契約者が、本件サービスの利用料金を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本件サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

第7章 契約者の義務等

第7.1条 (自己責任の原則)

1. 契約者は、本件サービスの利用及び本件サービス内における一切の行為（情報の登録、閲覧、削除又は送信等）及びその結果について、一切の責任を負います。
2. 契約者は、本件サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。
3. 契約者は、本件サービスの利用に関連してその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第7.2条 (本件サービス利用のための設備設定・維持)

1. 契約者は、本件サービスの利用にあたり、自己の費用と責任において、以下の利用環境を整備及び維持するものとします。なお、契約者について、その事業場に変更がある場合には、当該変更先の事業場においてもこれらの利用環境を整備及び維持するものとします。
 - (1) インターネットに接続出来る環境
 - (2) 電源の確保
 - (3) AP 本体設置場所の確保
 - (4) 基本的設定（デバイス名、ログイン名、パスワード、ネットワーク名、SSID 等）
 - (5) AP ネットワーク環境の設定
 - (6) その他別途当社の定める本件サービスの提供又は設定作業のために必要な事項
2. 前項に定める利用環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本件サービスの提供を行わないことがあります。
3. 契約者は、本件サービスの利用にあたり、自己の費用と責任において、以下の各事項を遵守するよう努めるものとします。
 - (1) 当社から要請のある場合における Login ID 又はパスワードの入力
 - (2) 当社が別途定める方法による Login ID 及びパスワードの管理
 - (3) 当社から要請のある場合における本件クラウド管理システム内の情報の複製
 - (4) 当社から要請のある場合における本件クラウド管理システム内の情報の防御措置の実施又は消去
 - (5) その他別途当社の定める本件サービスの提供又は設定作業のために必要な事項
4. 契約者及び利用者は、第1項で整備された環境から本件サービスを利用するものとします。
5. 当社は、当社が本件サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者の承諾を得て、契約者が本件サービスにおいて提供する利用環境やデータ等について、分析、調査等を行うことができます。

第7.3条 (禁止行為)

1. 契約者は、本件サービスを利用するにあたり、以下の行為又はそのおそれがある行為を行わ

ないものとします。

- (1) 法令に違反する行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 他の契約者の利用を妨害する行為
 - (4) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
 - (5) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為
 - (6) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
 - (7) 他人の Login ID を使用する行為又はその入手を試みる行為
 - (8) 他の契約者のデータを閲覧、変更、改竄する行為
 - (9) AP 本体又はその付属品の使用説明書で禁止されている事由
 - (10) 予め当社の許可を得ないで、AP 本体又はその付属品について貸与、譲渡、担保権の設定その他の処分を行うこと
 - (11) 予め当社の許可を得ないで、AP 本体又はその付属品について変更、分解、改造、組替え又は損壊を行うこと
 - (12) AP 本体又はその付属品を日本国外で使用する
 - (13) AP 本体又はその付属品に貼付された識別シール等を除去する行為
 - (14) AP 本体、その付属品及び本件クラウド管理システムを、本規約及び本件サービス所定の利用態様を超えて利用（複製、送信、転載、改変等の行為を含みます。）する行為
 - (15) 本件クラウド管理システム又は指定サーバーへの不正アクセス行為、クラッキング行為、アタック行為若しくは当社又は第三者の運用するコンピュータその他設備等に支障を与える等の行為
 - (16) 本件クラウド管理システムの解析、リバースエンジニアリングその他本件クラウド管理システムのソースコードを入手しようとする行為
 - (17) 本件クラウド管理システムの利用により利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (18) 当社又は第三者になりすまして本件クラウド管理システムを利用する行為
 - (19) 当社又は第三者の設備等の利用、運営に支障を与える行為（AP 又は本件クラウド管理システムに格納された基本ソフトウェアの消去等、コンピュータの機能を破壊する行為を含みます。）
 - (20) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
 - (21) 上記各号のほか、法令若しくは公序良俗に違反する行為、当社の信用を毀損し若しくは当社の財産を侵害する行為又は第三者に不利益を与える行為その他本件サービスの提供を妨害する行為
2. 契約者が前項に反する取扱いを行ったことにより AP 本体若しくはその付属品又は本件クラウド管理システムについて、故障又は毀損が生じた場合、契約者は、その修理代金又は再調達代金として、AP 本体については 1 台につき 4 万円、AP 本体及び本件クラウド管理システムの付属品については別途定める金額を当社に支払うものとします。

第8章 権利の帰属

第8.1条（所有権）

当社が契約者に対して貸与する AP 本体及びその付属品の所有権は、当社に帰属するものとします。

第8.2条（知的財産権）

契約者は、AP 本体、その付属品及び本件クラウド管理システムに関する特許権及び著作権等の一切の知的財産権（著作権、意匠権、特許権、実用新案権、商標権、ノウハウが含まれるがこれに限定されません。）が、当社又は当社に権利を許諾する第三者に帰属するものであり、本規約において、契約者に対して明示的に許諾されていない権利は、全て当社に留保されていることを確認するものとします。

第9章 情報の取扱い

第9.1条（秘密保持義務）

1. 契約者は、本件利用契約遂行のため当社より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、当社が特に秘密である旨予め書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩等しないものとします。ただし、当社から予め書面による承諾を受けた場合又は次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 当社から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本件利用契約に違反することなく、且つ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限のある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を当社に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。また、弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に対しても秘密情報を必要な範囲で開示することができるものとします。
3. 契約者は、秘密情報の提供を受けた場合、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 契約者は、秘密情報の提供を受けた場合、当社より提供を受けた秘密情報を本件サービスの提供目的に必要な範囲内でのみ使用し、本件サービスの提供に必要な範囲内で秘密情報を化

体した資料等（以下、本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下、本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者は、複製等された当該秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本件サービスの提供に必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、予め当社から書面による承諾を受けるものとします。

5. 契約者は、秘密情報の提供を受けた場合において当社の要請があったときは、資料等（前項に基づき当社の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を当社に返還するものとします。

第 9.2 条（個人情報の取扱い）

当社及び契約者は、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関連する法令及び関係するガイドラインを遵守し、個人情報を適切に取り扱うものとします。

第 9.3 条（統計調査・二次加工活用）

当社は、AP 本体又は本件クラウド管理システムの製品改良等を目的とする調査、当社の商品又はサービスの改善及び開発、当社事業に係る資料（営業目的の資料を含む。）の作成又はそれらの当社サイトへの掲載のため、契約者による AP 本体又は本件クラウド管理システムの利用状況、画面又は項目の利用頻度及び本件クラウド管理システムが取得可能なアクセス履歴の統計数値を利用し、あるいは上記目的のために必要な限度でこれらの統計数値を解析し、二次加工して活用するものとし、契約者はかかる統計調査又は二次加工活用等を行うことに同意します。なお、本条により作成した情報に係る一切の権利は当社に帰属するものであり、当社は、本件利用契約の有効期間中及び契約終了後も、契約者の承諾その他何らの制約なく、当該情報を利用等し、又は第三者をしてこれを利用等させることができるものとします。

第 10 章 契約期間・解除

第 10.1 条（本件利用契約の期間）

1. 本件利用契約の契約期間は、利用契約申込書記載の契約期間とします。
2. 別紙 1 に定める 2 年契約プランの契約者は、当社所定の方法により追加申込書を当社に対して通知することにより、契約プランを別紙 1 に定める 5 年契約プランへと変更することができ、その場合、変更後の契約期間は、利用契約申込書記載の契約開始日から、当該契約開始日を含む月の翌月から起算して 5 年間で満了する月までとなります。
3. 本件利用契約の契約満了日の 1 か月前までに、契約者から当社に対して、当社の指定する方法で解約の申込みがなかった場合には、本件利用契約の契約満了日の翌日を契約更新日として、同一の内容及び条件（ただし、契約期間は 1 年間とします。）にて本件利用契約が更新されるものとし、以降も同様とします。

第 10.2 条 (追加レンタルの期間)

1. 前条の定めにかかわらず、契約者が当社から新たな AP 本体の貸与（以下「追加レンタル」といいます。）を受ける場合、当該追加レンタルに係る契約（以下「追加レンタル契約」といいます。）の期間は、追加利用契約申込書記載の契約期間とするものとします。
2. 追加レンタルの申込みに際し、契約者は、当該追加レンタルについて、別紙 1 に定める 2 年契約プラン又は 5 年契約プランのいずれかに基づき本件サービスの提供を受けるかにつき新たに選択するものとします。
3. 追加レンタル契約の契約満了日の 1 か月前までに、契約者から当社に対して、当社の指定する方法で解約の申込みがなかった場合には、追加レンタル契約の契約満了日の翌日を契約更新日として、同一の内容及び条件（ただし、契約期間は 1 年間とします。）にて追加レンタル契約が更新されるものとし、以降も同様とします。
4. 本件利用契約の有効期間満了時において、なお有効な追加レンタル契約がある場合には、本件利用契約は当該追加レンタル契約との関係に限ってなお有効に存続するものとします。

第 10.3 条 (契約者の中途解約)

1. 契約者は、契約期間中であっても、解約しようとする日の 3 か月前までに、当社の指定する方法により当社に通知することにより、本件利用契約を解約することができるものとします。
2. 前項に定める場合、契約者は、中途解約違約金として、前条に定める本件利用契約満了日が到来する日までの利用料金相当額を一括で当社に対して支払うものとします。

第 10.4 条 (解除等)

1. 当社又は契約者は、相手方（ただし、第 2 号及び第 6 号については契約者）が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、相手方への事前の通知又は催告を要することなく本件利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、当社は本件利用契約の解除後において、契約者の登録したデータ及び情報等を保全する義務を負わず、いつでも削除することができ、それによって契約者に生じた損害に対する責任を負わないものとします。
 - (1) 本件利用契約に違反し、かかる違反の是正が催告された後、合理的な期間内には是正されない場合
 - (2) 契約者が当社の事業に支障を与える行為を行った場合
 - (3) 破産、特別清算、民事再生又は会社更生等の申立てをし又は第三者からその申立てをなされた場合
 - (4) 手形若しくは小切手の不渡り処分を受け又は銀行取引停止処分を受けた場合
 - (5) 仮差押え、仮処分、競売、公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 契約者について第 2.1 条 2 項各号に掲げる事由（ただし各号において「申込者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。）の一つがある場合
 - (7) 本件利用契約の重大な違反又は背信行為があった場合
 - (8) その他、本件利用契約又は本件サービスの履行又は利用が困難となる事由が生じた場合

2. 前項の定めにかかわらず、当社は、契約者が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知又は催告を要することなく、本件サービスの利用を停止することができるものとします。この場合、当社は、それによって契約者に生じた損害に対する責任を負わないものとします。

第 11 章 損害賠償

第 11.1 条 (保証の制限)

1. 当社は、AP 又は本件クラウド管理システム及びその使用又は利用について、契約者の意図する特定の目的への適合性、商品的価値・品質・正確性・有用性・完全性、第三者の権利の非侵害を何ら保証するものではなく、契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、AP 又は本件クラウド管理システムの稼働障害、稼働処理の遅延、伝達遅延、稼働不能、誤動作その他の不具合により契約者に生じた損害及びインターネットその他の通信回線、通信機器の障害、又は第三者の妨害、侵入、情報の改変等により、契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、AP が全ての通信回線に接続できること又は全ての電気通信サービスを利用できることを保証するものではありません。
4. 当社は、本件保守サービスにより、AP 本体又は本件クラウド管理システムに関するトラブル、異常又は故障等の改善又は修理等を保証するものではありません。また、当社は、本件保守サービスに関して、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した手続又は作業等の内容について保証するものではなく、当該手続又は作業等の実施により契約者に生じる損害について一切の責任を負いません。また、当社は、本件保守サービスに関して、オペレータが遠隔で実施した作業について契約者に生じる損害について一切の責任を負いません。
5. 当社は、契約者が準備・整備した端末機器又はインターネット環境その他の動作環境等の不具合により契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、契約者が本件サービスを使用又は利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとします。

第 11.2 条 (損害賠償)

1. 当社は、本規約の各条項に従って制限された限度においてのみ、本件サービスについての責任を負うものとします。当社は、本規約の各条項において保証しないとされている事項、責任を負わないとされている事項、契約者の責任とされている事項については、一切の責任を負いません。
2. 当社は、当社の責めに帰すべき事由によって本件サービスに関して契約者に損害が生じた場合であっても、その賠償責任は、契約者が当社に対して過去 1 か月に支払った金額を上限とします。

3. 前二項にかかわらず、当社は、債務不履行、法律上の担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、特別損害、逸失利益、間接損害、懲罰的損害、付随的損害及び派生的損害について、いかなる責任も負わないものとします。

第 11.3 条（不可抗力）

当社は、天災、法令、官公庁による指導、その他の不可抗力によって本件サービスの履行が妨げられた場合には、本規約の他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 12 章 一般条項

第 12.1 条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、当社の事前の書面による承諾をなく、本件利用契約上の地位又は本件利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

第 12.2 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、互いに相手方に対し、自己（自己と取引関係のある取引先を含みます。以下本条において同じ。）又は自己の取締役、監査役その他執行役員等職務遂行に関して重要な地位にある従業員ら（以下、これらのものをあわせて「役員等」といいます。）が以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証します。
 - (1) 暴力団の構成員（準構成員を含みます。以下同じ。）
 - (2) 暴力団関係企業又は暴力団若しくは暴力団の構成員が出資若しくは業務執行に関して重要な地位に就いている団体
 - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロその他反社会的勢力に該当するもの
 - (4) 特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当する団体又はその構成員
 - (5) その他前各号に準ずるもの
2. 当社及び契約者は、互いに相手方に対し、自己又は自己の役員等若しくはその他第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを表明し保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び契約者又は当社及び契約者の役員等、株主、取引先等の関係者と第 1 項各号に定めるいずれかとの関係を示唆する情報を得た場合、その真偽にかかわらず、当社及び契約者は相手方に対して当該情報を得た旨及び内容を速やかに報告するものとします。

4. 当社及び契約者は、相手方が前三項の規定に違反した場合は、何ら通知又は催告なく本件利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。これらの場合、当社及び契約者は、自己の違反により、相手方から本件利用契約の全部又は一部を解除されることに異議を述べないこと及びこれにより相手方が被った損害を賠償することを互いに表明し保証します。

第 12.3 条（存続条項）

第 2.2 条第 4 項及び第 5 項、第 3.5 条、第 4.2 条第 6 項、第 4.3 条第 4 項、第 6.2 条第 3 項、第 6.4 条、第 7.1 条、第 7.3 条第 2 項、第 8 章に定める各条項、第 9 章に定める各条項、第 11 章に定める各条項、第 12.1 条、第 12.2 条第 4 項、第 12.3 条、第 12.4 条、第 12.5 条及び条項の性質に鑑み当然に存続すべき規定は、解除、期間満了その他理由の如何を問わず、本件利用契約が終了した後もその効力を存続するものとします。

第 12.4 条（協議）

本規約の解釈について両当事者間に異議、疑義が生じた場合、又は本規約に定めのない事項が生じた場合、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第 12.5 条（準拠法及び裁判管轄）

本規約に関する事項については、日本法を準拠法とし、本件利用契約又は本件サービスに関連又は起因して生じる紛争については、東京地方裁判所（本庁）を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

別紙 1 契約プラン及び料金表

契約プラン：2年

【ケーブルいらず料金体系表】

初期費用：

0円

月額費用：

販売台数	1台あたり単価（税抜）
1-10台目	月額5,000円
11-20台目	月額4,500円
21台目以上	月額4,000円

*仮に15台ご契約された場合は、5,000円×10台+4,500円×5台で計算致します。

*販売台数は登録請求先単位で計上し、割引を適用させていただきます。

*契約期間の途中で追加でご契約される場合、登録請求先単位の稼働累計（過去販売累計台数から解約累計台数分を除いた台数）で割引させていただきます。

最低利用期間：

2年

*途中解約の場合は残額をご請求させていただきます。

*契約満了時に解約申請が無い場合は自動で1年間、契約を更新致します。

*契約満了時または契約の途中で5年契約に変更可能です。

*筐体の所有権はPicoCELA社に帰属しますので、解約時は要返却となります。

ご返却が無い場合は費用をご請求させていただきます。

*途中で新たに機器を追加された場合は、今までとは別に追加分に対して別契約とします。

お支払い方法：

- ・クレジットカード払いまたは請求書払いとなります。
- ・料金は月払いと年払い、どちらでも対応可能ですが、年払いの場合は請求書払いとなります。
- ・お支払いが滞った場合はWi-Fi機能を遮断する事があります。
その際、お支払いが確認された段階でWi-Fi機能を再開いたします。



契約プラン：5年

【ケーブルいらず料金体系表】

初期費用：

0円

月額費用：

販売台数	1台あたり単価（税抜）
1-10台目	月額4,000円
11-20台目	月額3,600円
21台目以上	月額3,200円

*仮に15台ご契約された場合は、4,000円×10台+3,600円×5台で計算致します。

*販売台数は登録請求先単位で計上し、割引を適用させていただきます。

*契約期間の途中で追加でご契約される場合、登録請求先単位の稼働累計（過去販売累計台数から解約累計台数分を除いた台数）で割引させていただきます。

最低利用期間：

5年

*途中解約の場合は残額をご請求させていただきます。

*契約満了時に解約申請が無い場合は自動で1年間、契約を更新致します。

*契約途中で2年契約に変更できませんが、5年契約の満了時には変更可能です。

*筐体の所有権はPicoCELA社に帰属しますので、解約時は要返却となります。

ご返却が無い場合は費用をご請求させていただきます。

*途中で新たに機器を追加された場合は、既存契約分とは別契約となります。

お支払い方法：

- ・クレジットカード払いまたは請求書払いとなります。
- ・料金は月払いと年払い、どちらでも対応可能ですが、年払いの場合は請求書払いとなります。
- ・お支払いが滞った場合は、事前通告の上、Wi-Fi機能を遮断する事があります。
その際、お支払いが確認された段階でWi-Fi機能を再開いたします。



別紙 2 保守

I. 本件保守サービスの対象、内容及び方法

1. AP 本体：
[内容] 修理又は交換等
[方法] 郵送
2. AP 付属品：
[内容] 修理又は交換等
[方法] 郵送
3. 本件クラウド管理システム：
[内容] 正常に動作しない場合における原因調査、情報提供、当社が必要と認めるソフトウェアの修正プログラム又はバージョンアッププログラムの配布又は適用等
[方法] 遠隔での操作等
4. 共通：
[内容] 本件サービス全般に係るサポートセンターの設置
[方法] 電話にて契約者又は利用者からの本件サービスに関する問い合わせを受け付け
電話受付時間：9:00－21:00（日本時間）365日とします。

※いずれも送料は荷送者が負担するものとします。

※当社は、本件保守サービス実施に際し必要と認める場合には、契約者又は利用者に対して、故障した AP 本体又はその付属品の代替機を貸与することができるものとします。その場合、当該代替機に係る各種設定等については契約者がその責任及び費用にて実施するものとします。

※本件保守サービスの実施に伴い交換又は新たに貸与される AP 本体、その付属品及び部品等の所有権は、全て当社に帰属するものとします。

※当社は、AP 本体又は本件クラウド管理システムについて、その異常又は故障等を認めた場合であっても、契約者に対してその原因を報告する義務を負わないものとします。

II. 適用除外

以下に掲げる原因による故障等の修理等（故障等の原因解析を含みます。）は、本件保守サービスには含まれないものとします。

- (1) 天災地変、火災又は風水害等の不可抗力による故障又は毀損等
- (2) 本件利用契約に違反して生じた故障又は毀損等
- (3) 取扱い、環境条件等不適切な使用に起因する故障又は毀損等
- (4) 当社の承認なしに、当社指定の技術員以外の者により行われた点検、改造又は移転作業によって生じた故障又は毀損等
- (5) 当社以外の第三者が独自に作成したプログラムに起因する故障又は毀損等
- (6) 当社の提供によらない補助部品又は付属品等の修復又は調整作業等